

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第17号

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「センター長」を「管理責任者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

聖籠町デイサービスセンター

サービス名	利用料	摘要
生活指導、日常動作訓練、養護、家庭介護者教室、健康チェック、送迎、入浴サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項及び第53条第2項の規定により、通所介護の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額の利用料金に準ずる額	1回当たり又は1月当たり
第1号通所事業（生活指導、日常動作訓練、養護、家庭介護者教室、健康チェック、送迎、	聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成29年聖籠町告示第13号）で定める額	

入浴サービス)		
給食サービス	590円	1食当たり

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。